

平成29年度(2017 年度)

『高齢者いきいき活動ポイント事業』

活動団体応募の手引・事務処理手順

活動団体募集期間:平成29年5月15日(月)～6月20日(火)

※その後も随時受付します。

高齢者いきいき活動ポイント事業は、70歳以上(9月1日現在)の高齢者の社会参加の活動実績に基づき、高齢者にポイントを付与し、1年間貯めたポイント数に応じて、その高齢者に奨励金を支給する制度です。平成29年9月から開始する予定です。

この応募の手引・事務処理手順は、高齢者にポイントを付与していただく活動団体向けのご案内です。

目 次

I. 高齢者いきいき活動ポイント事業について	1
1. 導入の趣旨	1
2. 制度の内容	1
II. ポイントを付与する活動団体の手引	4
1. 活動団体の応募要件	4
2. 活動団体の登録	4
3. ポイント付与(スタンプ押印)	4
4. 活動団体の募集スケジュール、応募先及び登録の手順	6
III. よくあるご質問	7

応募受付、問合せ先

広島市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課管理係

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号

電話 : 082-504-2143 ファックス : 082-504-2136

Eメール : korei@city.hiroshima.lg.jp

I. 高齢者いきいき活動ポイント事業について

1. 導入の趣旨

少子高齢化の進展や人口減少社会の到来といった変化の中で、高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活していくためには、「自助」「共助」「公助」を適切に組み合わせながら、地域ごとの包括的な支援体制を充実していくことが必要となっています。

また、今後はこれまで以上に、元気な高齢者には地域の支え手として活躍していただき、介護を必要としない高齢者ができるだけ増えるようにしていくために、高齢者による地域のボランティア活動への参加や介護予防・健康増進に資する活動への参加を効果的に促進していくことが重要となっています。

こうした観点に立って、本市では、実際の活動実績に基づいて高齢者の社会参加をよりの確かつ効果的に促進する支援が行えるように、新たな奨励制度として高齢者いきいき活動ポイント事業（以下「ポイント事業」という。）を導入することにしました。

2. 制度の内容

(1) 活動団体がポイントを付与する対象者

9月1日現在広島市内に住所を有する70歳以上の高齢者（所得制限はありません。）

(2) ポイント付与の対象となる活動とポイント数

ポイント付与の対象となる活動とポイント数は、以下のとおりです。ただし、政治、宗教及び営利を目的とした活動はポイント付与の対象とはなりません。

ア 地域の支え手になる活動（1回につき4ポイントまたは2ポイント）

(7) 4ポイント対象となる活動

以下のボランティア活動を行った高齢者に対し、活動団体は4ポイントを付与します。

- ・ 常設オープンスペースや地域のオープンスペースでの支援活動（子育て支援ボランティア活動）
- ・ 介護施設等、保育園、障害者支援施設、児童福祉施設、医療機関での支援活動（清掃、配膳、洗濯、通園時の駐車場誘導の交通整理など）
- ・ 高齢者や障害者の外出支援（付き添い介助）
- ・ 視覚障害者に対する点訳・音訳
- ・ 聴覚障害者に対する手話・要約筆記
- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）における住民主体型生活支援訪問サービスの生活支援
- ・ 上記の各ボランティア活動を調整・マッチングするボランティア・コーディネーターとして行う活動
- ・ 総合事業における地域高齢者交流サロン運営事業の世話人としての活動
- ・ 総合事業における地域介護予防拠点整備促進事業の世話人としての活動
- ・ 総合事業における認知症カフェ運営事業のスタッフとしての活動

なお、ポイント事業におけるボランティアとは、無償及び有償（交通費等の実費程度の謝金を受領する場合に限ります。）の活動をいいます。

(4) 2ポイント対象となる活動

(7)以外のボランティア活動については、活動を行った高齢者に対し、活動団体は2ポイントを付与します。

【活動の例示】

(地区社会福祉協議会、町内会、老人クラブなど地域団体等の取組)

- ・ ふれあい・いきいきサロンの世話人(※総合事業の補助を受けていないもの。)としての活動
- ・ 老人クラブの会員として高齢者の見守りや生活支援を行う友愛活動(※総合事業の補助を受けていないもの。)
- ・ 高齢者地域支え合い事業における協力員としての見守り活動
- ・ 一人暮らし高齢者などへの配食や困りごと相談
- ・ 介護施設等への訪問(手品、おどりなどの披露)
- ・ 町内や河川の清掃活動
- ・ 児童の登下校の見守り
- ・ 学区体育協会におけるスポーツ指導
- ・ 地区青少年健全育成連絡協議会におけるあいさつ運動、安全パトロール
- ・ 自主防災会における災害発生時の支援

※ 総合事業の補助を受けているものは、4ポイント対象です。

(その他のグループでの取組)

- ・ パソコンやスマートフォン等の操作指導
- ・ リサイクルのための空き缶収集
- ・ 観光・平和ガイド
- ・ 伝統文化の継承・振興活動
- ・ 被爆体験の伝承活動

なお、上記の例示以外にも、地域の実情に応じた様々なボランティア活動を対象にして、ポイントの付与が可能ですので、ポイント対象の可否について疑義がある場合は、広島市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課管理係(Tel.082-504-2143)にお問い合わせください。

イ 健康診査やがん検診の受診(1健(検)診につき2ポイント)

生活習慣病の予防、早期発見・早期治療のため、次の健診等を受診した高齢者に対し、医療機関等は2ポイントを付与します。

【対象となる健診等】

- ・ 国民健康保険加入者の特定健康診査
- ・ 後期高齢者医療の被保険者の健康診査
- ・ 協会けんぽなどの医療保険加入者（被扶養者を含む。）の特定健康診査
- ・ 被爆者健康診断
- ・ がん検診（胃、肺、大腸、子宮、乳。被爆者ががん検診を含む。）
- ・ 被爆二世健康診断
- ・ 節目年齢歯科健診

なお、人間ドックの際に、上記の内容を受診した場合は、それぞれのポイントが付与されます。

ウ 自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動（１回につき１ポイント）

対象となる活動を行った高齢者に対し、活動団体は１ポイントを付与します。

【活動の例示】

- ・ 地域住民が運営する介護予防拠点や介護予防教室への参加
- ・ 町内会や地区社会福祉協議会などが実施するふれあい・いきいきサロンや地域高齢者交流サロンへの参加
- ・ 地域で集まって行うゲートボールやグラウンドゴルフなどへの参加
- ・ 囲碁や将棋、手芸など趣味のサークルなどへの参加
- ・ フィットネスクラブやカルチャースクールへの参加
- ・ スーパーマーケット等が地域住民を対象に行っている体操の集いへの参加
- ・ 個人でグループを作って行うラジオ体操やウォーキングへの参加

なお、上記の例示以外にも、健康づくりや介護予防になる様々な活動を対象にして、ポイントの付与が可能ですので、ポイント対象の可否について疑義がある場合は、広島市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課管理係（TEL082-504-2143）にお問い合わせください。

※ 上記ウの活動について、介護予防のための機能訓練を実施するデイサービス等は、介護保険のサービスとして利用するものであるため、ポイント事業の対象とはなりません。

(3) 年間獲得ポイント数の上限

対象となる高齢者が１年間に獲得できるポイント数の上限は、７０ポイントです（高齢者公共交通機関利用助成を希望しない方又は高齢者公共交通機関利用助成が所得制限により対象外となる方は１００ポイントが上限となります。）。１ポイントは１００円に換算します。

(4) ポイント獲得期間

毎年9月1日から翌年の8月31日まで

(5) 今後のスケジュール

- ・平成29年8月 対象高齢者へのお知らせ・ポイント手帳の送付
- ・平成29年9月～平成30年8月 ポイント獲得期間
- ・平成30年9月以降 高齢者から市へポイント手帳の返送、市から奨励金の振込

Ⅱ. ポイントを付与する活動団体の手引

高齢者による「**ア 地域の支え手になる活動**」あるいは「**ウ 自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動**」の実施主体となり、活動された高齢者にポイントを付与（スタンプ押印）していただく団体を広く公募します。

1. 活動団体の応募要件

高齢者による「**ア 地域の支え手になる活動**」あるいは「**ウ 自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動**」の活動団体は、法人格の有無を問いません。既存の地域団体等に加えて、新たにグループを作りこれから活動される場合も応募可能です。

(応募要件)

- ① ポイント事業の趣旨を理解し市に団体登録すること
- ② スタンプを管理・押印できる責任者及び副責任者を置くこと
- ③ 活動の参加者を広く受け入れること
- ④ 「自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動」は、最低でも月1回以上の定期的・継続的な活動が見込まれること
- ⑤ 暴力団でないこと、構成員に暴力団員やその関係者を含まないこと

なお、高齢者の「**イ 健康診査やがん検診の受診**」に対するポイント付与を行う医療機関等についても、④を除き、上記の要件を適用します。

2. 活動団体の登録

所定の様式により広島市へ届出をしていただき、広島市で活動団体を登録します。また、団体名、代表者名、活動内容、活動場所及び連絡先電話番号等は広島市ホームページ及び対象高齢者に配付する活動団体一覧表等で公表させていただきます。

登録された団体に対して、広島市からスタンプを交付します。スタンプには通し番号を付けており、どの団体に交付したものを広島市の台帳で管理・把握します。

登録された内容に変更が生じた場合やスタンプ押印ができなくなった場合は、広島市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課管理係（℡082-504-2143）にご連絡ください。

3. ポイント付与（スタンプ押印）

広島市に登録した活動団体において、高齢者の活動実績を確認の上、高齢者の持参したポイント手帳にスタンプを押印します。

(1) 実績確認の方法

ア 地域の支え手になる活動

活動日当日、活動団体が、高齢者の活動実績を確認してスタンプを押印します。

イ 健康診査やがん検診の受診

健診等受診の当日、医療機関または集団健診実施団体が、健診等の受診が終わった後でスタンプを押印します。

ウ 自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動

活動日当日、活動団体が、高齢者の活動実績を確認してスタンプを押印します。

(2) ポイント手帳へのスタンプ押印等の方法

ア ポイント付与の考え方

(ア) 高齢者に日々継続していただきたい次の活動に対するポイント付与は、①～③の活動の区分ごとに、1日につき1回までです。

- ① 地域の支え手になる活動（4ポイント対象）
- ② 地域の支え手になる活動（2ポイント対象）
- ③ 自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動（1ポイント対象）

(イ) 生活習慣病の早期発見・早期治療のための健康診査やがん検診の受診（2ポイント対象）に対するポイント付与は、1健（検）診につき1回までで、同じ日に複数種類を受診した場合は受診した健（検）診の数だけ付与します。

イ スタンプ押印の方法

スタンプの押印は、活動団体のスタンプ管理責任者（もしくは副責任者）が行います。スタンプ管理責任者自身がポイント付与の対象となる高齢者の場合、スタンプ管理責任者の活動に対するスタンプ押印は、副責任者が行います。

活動の区分によってポイント数が異なるため、ポイント手帳では活動区分ごとにスタンプを押印するページを変えています。実施した活動に該当するページであることを確認の上、①押印欄にスタンプを押印し、②その横に日付を記入してください。

なお、集計や書類作成等をしていただく必要はありません。

【ページの種類】

- 1. 地域の支え手になる活動（4ポイント対象）のページ
- 2. 地域の支え手になる活動（2ポイント対象）のページ
- 3. 健康診査やがん検診の受診（2ポイント対象）のページ
- 4. 自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動（1ポイント対象）のページ

4. 活動団体の募集スケジュール、応募先及び登録の手順

(1) 募集期間

平成29年5月15日（月）から6月20日（火）まで

ポイント事業の対象となる高齢者へのお知らせ準備のため、この募集期間で応募団体の初回取りまとめを行います。なお、その後も随時受付します。

(2) 応募先、受付時間等

活動団体になることを希望する場合は、「高齢者いきいき活動ポイント事業活動団体登録届出書」を広島市に提出してください。本冊子及び届出書の様式は、広島市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課、各区役所厚生部健康長寿課及び各地域包括支援センターで配布します。また、広島市ホームページからも印刷できます。

【提出先】

広島市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課管理係

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

電話：082-504-2143 ファックス：082-504-2136

Eメール：korei@city.hiroshima.lg.jp

受付時間：8：30～17：15 ただし、土・日・祝日を除く。

(3) 活動団体の登録

団体から提出された「高齢者いきいき活動ポイント事業活動団体登録届出書」の内容を広島市で確認し、応募要件を満たしていると認められる場合は、活動団体として登録します。登録した団体に対しては、市からスタンプを交付（郵送）します。

よくあるご質問 目 次

【制度ご利用の皆様へ】

● 制度に関すること

- 1 高齢者いきいき活動ポイント事業は、一言でいえば、どんな事業なのですか？
- 2 この事業の目的は何ですか？
- 3 どんな活動が対象になるのですか？
- 4 なぜ、活動内容によって、ポイント数に差があるのですか？
- 5 現在実施している高齢者公共交通機関利用助成はどうなるのですか？
- 6 この事業で、どのような効果を期待しているのですか？
- 7 この事業の対象者の年齢はなぜ70歳以上なのですか？

【活動団体の方へ】

● 活動団体の登録に関すること

- 1 活動団体には、いつでも登録できるのですか？
- 2 活動団体として登録したいのですが、2人のグループでも登録できますか？
- 3 活動団体の応募要件として、「活動の参加者を広く受け入れること」とあります。活動場所の広さなどの関係で、受け入れることができる人数に限りがある場合は、活動団体として登録できないのですか？
- 4 老人クラブの規約上、他の地域の高齢者を受け入れるようになっていません。この場合でも活動団体として登録できますか？
- 5 サロン活動（1ポイント対象：自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動）は月1回以上のペースでやっていませんが、ボランティア活動（4ポイント又は2ポイント対象）と合わせると、月1回以上のペースになります。活動団体として登録できますか？
- 6 町内会の中に、老人クラブや女性会など複数の団体があります。この場合、どのように団体登録すればよいですか？
- 7 老人クラブの中に複数のサークルがあります。この場合、サークル単位で団体登録できますか？
- 8 協同労働実施団体は、活動団体として登録できますか？
- 9 活動団体として登録した後、いつでも登録を取り消すことはできますか？
- 10 広島市外の団体でも登録できますか？

● 活動団体登録届出書に関すること

- 1 提出方法を教えてください。
- 2 印鑑の押印は必要ですか？また、押印する場合は、認印でもよいですか？
- 3 代表者やスタンプ管理責任者は、70歳以上である必要がありますか？

- 4 代表者がスタンプ管理責任者や副責任者になってもよいですか？
- 5 一人で複数の団体の代表者を務めています。同じ代表者名で、複数の団体登録ができますか？
- 6 活動内容の欄に全ての活動を書ききれない場合は、どうすればよいですか？
- 7 清掃活動を月1回、ふれあい・いきいきサロンを2か月に1回開催しています。それぞれ、「地域の支え手となる活動」、「自らの健康づくりや介護予防に資する活動」の欄に書けばよいですか？
 なお、ふれあい・いきいきサロンの他には、自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動は行っていません。
- 8 活動団体は随時受け付けるとありますが、6月20日に一度締切があるのはなぜですか？

● **ポイント付与の対象になる活動に関すること**

- 1 ポイントの付与に当たり、活動時間は最低何時間以上という決まりはありますか？
- 2 交通費や謝金などを支給しているボランティア活動も、ポイント付与の対象になりますか？
- 3 ボランティア活動であっても、ポイント付与（2ポイント）の対象にならない活動を教えてください。
- 4 健康づくり、介護予防に取り組む活動であっても、ポイント付与（1ポイント）の対象にならない活動を教えてください。
- 5 ○○活動は、ポイント付与の対象になるようですが、そのための準備や打ち合わせなどもポイント付与の対象になりますか？
- 6 町内会の行事は、基本的に、ポイント付与の対象になると考えてよいですか？
- 7 町内会の役員になれば、ポイントがもらえますか？
- 8 町内会の役員会議に出席すれば、ポイントがもらえますか？
- 9 4ポイントの対象になるサロンと2ポイントの対象となるサロンの違いがわかりません。総合事業とは何ですか？
- 10 サロンの世話人とはどんな人のことですか？スタンプを管理し、押印する人は世話人ですか？
- 11 サロンなどの通いの場において、世話人（4ポイント又は2ポイント）と参加者（1ポイント）をどのように区分すればよいですか？また、世話人が参加者でもある場合、世話人と参加者の両方のポイントがもらえますか？
- 12 大規模なサロンを運営しているため、複数の世話人がいます。世話人として4ポイント又は2ポイントが付与される人は1人でなければいけませんか？また、世話人は、日によって替わっても問題ありませんか？
- 13 近所で数人が集まって自宅でお茶会をする程度でも、ポイントがもらえますか？
- 14 行事の打ち上げなどで集まって飲食をする場合は、ポイント付与の対象となりますか？
- 15 自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動（1ポイント対象）は、運動系の活動だけでなく文化系の活動も対象になりますか？
- 16 介護予防のための機能訓練を実施するデイサービス等は、ポイント付与の対象になりますか？
- 17 スタンプの管理責任者又は副責任者になればポイントがもらえますか？
- 18 広島市から受けている施設の指定管理業務も、ポイント付与の対象になりますか？
- 19 広島市から報奨金の交付を受けて行う公園清掃も、ポイント付与の対象になりますか？

● スタンプの管理・押印に関すること

- 1 スタンプはいつ交付されますか？
- 2 スタンプは一つしか交付してもらえないのですか？
- 3 臨機応変に活動団体のメンバーが押印できるように、スタンプを誰でも簡単に持ち出せる場所で管理してもよいですか？
- 4 団体としての活動であっても、一人で活動する場合もあり、実績確認が難しい場合もあると思います。活動実績は、どの程度確認すればよいのですか？
- 5 活動実績を確認できなかった場合でも、高齢者から強く求められたらスタンプを押してしまいそうです。どうすればよいですか？
- 6 ポイント手帳を忘れた高齢者には、後日、スタンプを押してもよいのですか？
- 7 後日スタンプを押す場合、記入する日付はどうすればよいですか？
- 8 スタンプを押す色に決まりはありますか？
- 9 間違っスタンプを押した時はどうすればよいですか？
- 10 一人の高齢者が、一日に押してもらえるスタンプの数に上限はありますか？
- 11 複数の活動団体が共催する活動に高齢者が参加した場合、どの活動団体がスタンプを押せばよいのですか？
- 12 町内会や老人クラブなどの活動に、自分たちの地域外からも参加者がいます。この場合、他の地域からの参加者にもスタンプを押してよいですか？
- 13 高齢者地域支え合い事業の見守り協力員に対する実績確認は、どのようにすればよいですか？
- 14 活動団体が、ポイントを集計する必要はありますか？
- 15 活動団体登録届出書を提出してからスタンプが交付されるまでの間に、ポイント付与の対象となる活動の実績確認を行った場合、その活動にポイント付与はできますか？
- 16 スタンプを失くした場合、再交付してもらえますか？
- 17 市として、スタンプ押印の不正防止策をどのように考えているのですか？

【ポイント手帳をご利用の高齢者の方へ】

● ポイント手帳に関すること

- 1 ポイント手帳は70歳以上の高齢者全員に送付されるのですか？また、いつ頃送付されますか？
- 2 なぜ、障害者公共交通機関利用助成と高齢者いきいき活動ポイント事業をどちらも利用することは出来ないのですか？
- 3 9月1日現在で70歳以上の高齢者にポイント手帳が送付されるとのことですが、10月に70歳になる高齢者には、その時点で手帳が送付されてくるのですか？
- 4 ポイント手帳の有効期間はありますか？
- 5 ポイント手帳の〇〇のページがスタンプでいっぱいになった場合、新しいポイント手帳を交付してもらえますか？
- 6 貯めたポイント数を、次の期間に繰り越すことはできますか？
- 7 広島市外に転出した場合、ポイント手帳はどうすればよいですか？

● ポイント付与の対象になる活動に関すること

(質問1～19は、【活動団体の方へ】のページに記載しています。)

- 20 どこに行けば、ポイントがもらえますか？
- 21 なぜ、個人の活動はポイント付与の対象にならないのですか？例えば、個人のウォーキングも健康づくり、介護予防のための活動だと思います。
- 22 広島市外で活動しても、ポイントがもらえますか？
- 23 民生委員の活動は、ポイント付与の対象になりますか？
- 24 公民館で活動すれば、ポイントがもらえますか？
- 25 市立図書館に読書に行けば、ポイントがもらえますか？
- 26 スポーツセンターで運動すれば、ポイントがもらえますか？
- 27 医療機関で受診すれば、ポイントがもらえますか？
- 28 ポイント付与の対象となる活動に参加してけがなどをした場合、補償はありますか？

● 奨励金の支給に関すること

- 1 ポイントを貯めた後、どうすれば奨励金がもらえますか？
- 2 いつ奨励金がもらえますか？
- 3 ポイント手帳の返送期限はありますか？
- 4 ポイント数の上限である70ポイント（又は100ポイント）まで貯まっていない場合は、奨励金の支給を受けることができないのですか？
- 5 広島市に返送したポイント手帳は、返却してもらえますか？
- 6 活動していた高齢者が亡くなった場合には、遺族が代わりに奨励金の支給を受けることができますか。
- 7 公共交通機関利用助成でタクシーチケットを受け取りましたが、全く使用していません。一方、健康づくりの活動に継続して取り組み、100ポイント貯めることができました。タクシーチケットを返還して100ポイント分の奨励金を支給してもらいたいのですが、可能ですか？

● スタンプの押印に関すること

- 1 一日に押してもらえるスタンプの数に上限はありますか？
- 2 ポイント手帳を持参し忘れた場合でも、後でスタンプを押してもらえますか？

【制度ご利用の皆様へ】

● 制度に関すること

Q1 高齢者いきいき活動ポイント事業は、一言でいえば、どんな事業なのですか？

A1 この事業は、高齢者の社会参加を促進するため、広島市内に住所を有する70歳以上（9月1日現在）の高齢者が行うボランティア活動や健康診査等の受診、介護予防・健康づくりのための活動の実績に基づきポイントを付与し、集めたポイント数に応じて、奨励金（1ポイント＝100円。年間上限10,000円（※））を支給する事業です。
※ 高齢者公共交通機関利用助成（年間上限3,000円）の利用者は、年間上限7,000円とします。

Q2 この事業の目的は何ですか？

A2 この事業は、高齢者の社会参加への意欲を具体的な活動に結びつけるうえでのきっかけづくりとして、高齢者が地域のボランティア活動や自らの介護予防・健康増進に取り組む活動を行った実績に基づいて支援を行うことにより、的確かつ効果的に、高齢者の社会参加を促進するとともに、高齢者の生きがいを推進することを目的としています。

Q3 どんな活動が対象になるのですか？

A3 ポイントの対象となる活動は、大きく分けて、次の4つに分類されます。

- ① 地域の支え手になるボランティア活動で、広島市が指定するもの（4ポイント対象）
- ② ①以外のボランティア活動（2ポイント対象）
- ③ 健康診査やがん検診等の受診（2ポイント対象）
- ④ 自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動（1ポイント対象）

具体的には、活動団体応募の手引・事務処理手順P1～3を御覧ください。

Q4 なぜ、活動内容によって、ポイント数に差があるのですか？

A4 社会参加を幅広く奨励するため、対象となる活動には一律で1ポイントを付与した上で、さらなる波及効果を伴う活動にはポイントを加算することとしているため、活動内容によってポイント数に差が生じています。

特に、地域福祉におけるボランティアによる支え手の確保が急務であることから、現在、この支え手確保への貢献度が客観的に明確な保育・介護人材の確保や介護予防・日常生活支援総合事業の支え手としての活動には3ポイントを加算して4ポイントとし、それ以外のボランティア活動には1ポイントを加算して2ポイントとしています。

また、自らのためのものであっても、より医療費の適正化に役立つと思われる健康診査などの受診には1ポイントを加算して2ポイントとしています。

Q5 現在実施している高齢者公共交通機関利用助成はどうなるのですか？

A5 高齢者公共交通機関利用助成は、事務・事業見直しにより、高齢者いきいき活動ポイント事業に移行する予定ですが、当面は年額上限3千円で存続します。

Q6 この事業で、どのような効果を期待しているのですか？

A6 高齢者の社会参加に関して直接的な奨励効果が期待でき、高齢者の生きがいづくり、健康増進、介護予防の推進、地域での支え合い活動の担い手の充実が図られるとともに、介護給付費や医療費の一層の適正化につながると考えています。

また、町内会や老人クラブ、女性会といった地域団体の活動の活性化や充実につながり、ひいては、地域コミュニティの再生にも寄与することが期待されます。

Q7 この事業の対象者の年齢はなぜ70歳以上なのですか？

A7 この事業には、高齢者が地域の支え手となることや、健康づくり・介護予防の活動を行うことにより健康寿命を延ばすという狙いがあります。広島市の健康寿命の平均は全国平均に比べて低く70歳程度であること、また、11ページQ5のとおり、この事業は、高齢者公共交通機関利用助成の事務・事業見直しにより始まる事業で、これまでの交通費助成制度も70歳以上を対象としていることから、本事業の対象者も70歳以上としています。

【活動団体の方へ】

● 活動団体の登録に関すること

Q1 活動団体には、いつでも登録できるのですか？

A1 当初の募集期間は平成29年5月15日（月）～6月20日（火）としています。これは、ポイント付与の対象者となる高齢者に配付する一覧表に情報を掲載して、活動団体のPRをするためです。その後も随時登録を受け付けていますが、できる限り当初の募集期間に登録していただきたいと考えています。

Q2 活動団体として登録したいのですが、2人のグループでも登録できますか？

A2 グループの人数に決まりはありませんが、活動を定期的に行い、かつ、活動実績の確認を適正に行うためには、ある程度の人数で登録していただくことが望ましいと考えています。少人数で登録していただくこともできますが、活動を進めていく中で、グループの拡大について御検討ください。

また、活動団体として登録するためには、活動に参加を希望する高齢者を広く受け入れていただくことが必要です。

Q3 活動団体の応募要件として、「活動の参加者を広く受け入れること」とあります。活動場所の広さなどの関係で、受け入れることができる人数に限りがある場合は、活動団体として登録できないのですか？

A3 参加者を広く受け入れるという方針の下で活動を行い、活動場所の広さや定員の関係などで、参加を希望する高齢者をお断りせざるを得ないということであれば、活動団体として登録していただくことは可能です。

なお、定員に余裕が生じた場合は、新たな参加者の受け入れをお願いします。

Q4 老人クラブの規約上、他の地域の高齢者を受け入れるようになっていません。この場合でも活動団体として登録できますか？

A4 自分たちの地域以外の人を含めて広く受け入れていただくことが理想です。しかしながら、老人クラブや町内会は、基本的に、その地域の方々に構成されるものであり、他の地域の高齢者を受け入れることは必須ではないと考えています。

したがって、その地域の高齢者を広く受け入れていただけるということであれば、活動団体として登録していただくことは可能です。

Q5 サロン活動（1ポイント対象：自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動）は月1回以上のペースでやっていませんが、ボランティア活動（4ポイント又は2ポイント対象）と合わせると、月1回以上のペースになります。活動団体として登録できますか？

A5 ボランティア活動をされていることから、活動団体の登録はできます（ボランティア活動は「月1回以上実施する」という最低実施要件はありません。）。

次に、ポイント付与できるかどうかは以下のとおりです。

(1) ボランティア活動（4ポイント又は2ポイント付与）

→ 活動のたびにスタンプ押印は可能

(2) 健康づくり・介護予防活動（サロン活動など）

① 参加者への1ポイント付与

→ 月1回以上開催する活動であればスタンプ押印は可能

② 開催のお世話をする人への4ポイント又は2ポイント付与

→ 活動のたびにスタンプ押印は可能（＝(1)を適用）

なお、①（参加者への1ポイント付与）に関しては、サロン活動の他にも健康づくり・介護予防の活動を実施し、それらを合わせて月1回以上の活動が見込まれる場合は、サロン活動を含むそれらの健康づくり・介護予防活動について、ポイント付与することが可能です。

また、これを機会に、サロン活動の開催回数の増加について御検討ください。

Q6 町内会の中に、老人クラブや女性会など複数の団体があります。この場合、どのように団体登録すればよいですか？

A6 町内会として、各団体の実績確認及びスタンプ押印ができるのであれば、各団体の代表者をスタンプ管理副責任者とするなどして、町内会として登録してください。

一方、各団体が独立して活動しており、町内会として実績確認やスタンプ押印ができない場合には、団体ごとに登録していただくことも可能です。

Q7 老人クラブの中に複数のサークルがあります。この場合、サークル単位で団体登録できますか？

A7 原則、単位老人クラブを団体登録の最小単位と考えています。したがって、老人クラブの中に複数のサークルがある場合でも、各サークルの代表者をスタンプ管理副責任者とするなどしてスタンプ管理・押印が適正に行われるような体制を検討していただき、老人クラブ1団体として団体登録をお願いします。

なお、1つのスタンプでの押印が困難な事情がある場合は御相談ください。

Q8 協同労働実施団体は、活動団体として登録できますか？

A8 協同労働はボランティア活動ではないため、ポイント付与の対象になりません。

Q9 活動団体として登録した後、いつでも登録を取り消すことはできますか？

A9 団体としての活動の継続が難しくなった場合など、広島市に申し出ていただければ、登録を取り消すことができます。

Q10 広島市外の団体でも登録できますか？

A10 所在地の要件はありませんので、広島市外の団体でも登録することができます。

● 活動団体登録届出書に関すること

Q1 提出方法を教えてください。

A1 必要事項を記入し、広島市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課（広島市中区国泰寺町一丁目6番34号）に郵送又は持参いただくか、Eメール、ファックスで提出してください。

また、各区健康長寿課（各区地域福祉センター）に持参いただくこともできます。

Q2 印鑑の押印は必要ですか？また、押印する場合は、認印でもよいですか？

A2 パソコンを使用して必要事項を入力された場合は、押印が必要ですが、直筆の場合には、押印は不要です。

また、押印される場合には、認印で結構です。

Q3 代表者やスタンプ管理責任者は、70歳以上である必要がありますか？

A3 代表者やスタンプ管理責任者の年齢要件はありません。

Q4 代表者がスタンプ管理責任者や副責任者になってもよいですか？

A4 代表者がスタンプ管理責任者又は副責任者を兼ねることは可能です。

ただし、スタンプ管理責任者と副責任者を兼ねることはできません。

Q5 一人で複数の団体の代表者を務めています。同じ代表者名で、複数の団体登録ができますか？

A5 可能です。

Q6 活動内容の欄に全ての活動を書ききれない場合は、どうすればいいですか？

A6 全ての活動を書ききれない場合は、主な活動を複数記載いただき、別紙を添付して活動内容を提出していただくことも可能です。

（記載例）

- ・高齢者の見守り活動 週1回 5人
- ・介護施設への訪問 月2回 5人
- ・町内清掃活動 月1回 20人 等の活動（別紙参照）

Q7 清掃活動を月1回、ふれあい・いきいきサロンを2か月に1回開催しています。それぞれ、「地域の支え手となる活動」、「自らの健康づくりや介護予防に資する活動」の欄に書けばよいですか？

なお、ふれあい・いきいきサロンの他には、自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動は行っていません。

A7 まず、ポイント付与できるかどうかの考え方は、13ページQ5のとおりです。お問合せに関しては、清掃活動、ふれあい・いきいきサロンともボランティア活動でのポイント付与はできますが、サロン活動参加者へのポイント付与はできません（2か月に1回の開催のため。）。

このため、記載は、「地域の支え手となる活動」欄への記載のみとなります。

Q8 活動団体は随時受け付けるとありますが、6月20日に一度締切があるのはなぜですか？

A8 高齢者にポイント手帳を郵送する際に、活動団体の情報を掲載したチラシを同封する予定ですが、情報の整理、印刷、郵送までの一連のスケジュールから、6月20日が取りまとめのタイミングとなっているためです。

なお、6月21日以降に届出書の提出があった団体の情報については、20日までに届出があった団体の情報と併せて、広島市のホームページに随時掲載する予定です。

● ポイント付与の対象になる活動に関すること

Q1 ポイントの付与に当たり、活動時間は最低何時間以上という決まりはありますか？

A1 活動時間数に決まりはありません。短い活動時間であっても、各団体において、高齢者がポイント付与の対象となる活動を行った実績を確認したのであれば、ポイントを付与することができます。

ただし、ポイント目的で意図的に活動の最初だけ、あるいは終了間際に参加したと考えられるような場合には、ポイントを付与していただく必要はありません。

Q2 交通費や謝金などを支給しているボランティア活動も、ポイント付与の対象になりますか？

A2 交通費や昼食代など実費程度の謝金を受け取る場合に限り、有償ボランティアも、ポイント付与の対象になります。

なお、雇用契約や請負契約などに基づいて行う活動は対象になりません。

Q3 ボランティア活動であっても、ポイント付与（2ポイント）の対象にならない活動を教えてください。

A3 高齢者が行う政治・宗教・営利目的の活動や反社会的な活動は、ポイント付与の対象になりません。

また、有償ボランティアであって謝金等の額が実費程度を超える活動や、雇用契約や請負契約などに基づいて行う活動は、ポイント付与の対象になりません。

さらに、個人でのボランティア（活動団体として実施するものではなく、自宅の前の清掃や児童の登下校の見守りを個人で行う場合など）も、第三者による実績確認ができないため、ポイント付与の対象になりません。

Q4 健康づくり、介護予防に取り組む活動であっても、ポイント付与（1ポイント）の対象にならない活動を教えてください。

A4 高齢者が行う政治・宗教・営利目的の活動や反社会的な活動は、ポイント付与の対象になりません（なお、フィットネスクラブなどの営利企業がスタンプを押印する活動団体となる場合でも、そこで高齢者が運動等を行うこと自体は営利目的の活動ではないため、高齢者の活動はポイント付与の対象になります。）。

また、個人での活動（活動団体として実施しないもの）も、第三者による実績確認ができないため、ポイント付与の対象になりません。具体的には、個人でウォーキングや体操をする場合などが挙げられます。

Q5 OO活動は、ポイント付与の対象になるようですが、そのための準備や打ち合わせなどもポイント付与の対象になりますか？

A5 原則として、準備や打ち合わせはポイント付与の対象になりません。ただし、本番同様準備にも多くの労力を要し、かつ、その準備なしでは本番が迎えられないような場合には、実績確認ができることを条件に、例外的にポイント付与の対象となります。

Q6 町内会の行事は、基本的に、ポイント付与の対象になると考えてよいですか？

A6 町内会の行事にボランティアとして参加する場合や、健康づくりの一環として参加する場合がありますが、ポイント付与には、実績確認が必要です。さらに、「自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動」への参加として1ポイントを付与するためには、町内会として対象となる活動を月1回以上実施することが必要になります。

とんどや盆踊り等の祭り、運動会、バザーなど不特定多数の者が参加し、自由に出入りできるような活動については、実績確認が困難なケースが多いと思いますが、適切に実績確認ができるのであれば、ポイント付与の対象となります。

なお、これらの活動は年に1度しかないということが多く、月に1回以上の実施という要件に該当しませんが、他の行事（運動会やもちつき大会など）と併せて何らかの行事が月に1回以上行われているということであれば、ポイント付与の対象となります。

Q7 町内会の役員になれば、ポイントがもらえますか？

A7 活動団体として登録していただいた町内会であっても、その役員に就任したという理由ではポイントは付与されません。ポイントの付与には、実際に、対象となる活動をしていただく必要があります。

Q8 町内会の役員会議に出席すれば、ポイントがもらえますか？

A8 町内会に限らず、団体で行われる定例的な打ち合わせや会合は、直接的な支援に関係した活動ではなく、団体を運営する上で必要な活動であるため、ポイント付与の対象とはなりません。

Q9 4ポイントの対象になるサロンと2ポイントの対象となるサロンの違いがわかりません。総合事業とは何ですか？

A9 総合事業とは、介護保険制度の中で行う高齢者のための介護予防や生活支援のための事業で、介護を必要としない高齢者をできるだけ増やすとともに、元気な高齢者には地域の支え手となって活躍していただき、自立した生活が難しくなった高齢者を地域全体で支える仕組みを作ることを目的としています。

また、総合事業では、これまでの介護事業者によるサービス提供に加えて、新たに住民等多様な主体による多様なサービスを高齢者に提供します。広島市で具体的に行っているのは、①要支援認定等を受けておられる高齢者に対して家事援助や庭の草むしりなどの「住民主体型生活支援訪問サービス」をボランティアで行う地域団体等に対する運営費等の補助や、②65歳以上の高齢者の誰もが参加できる介護予防のための通いの場（サロン等）を主催する地域団体等への運営費の補助などです。

広島市では、上記①、②の活動を行う団体と、そこで活動するボランティアの両方を併せて支援することにより、地域全体で高齢者全体を支える仕組みの強化を図ることとしています。このため、総合事業で市から運営費の補助をしている地域高齢者交流サロンの世話人としての活動には4ポイントを付与することとしています。

なお、総合事業の詳細については、以下のリンクを御覧ください。

<http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1491635555011/index.html>

Q10 サロンの世話人とはどんな人のことですか？スタンプを管理し、押印する人は世話人ですか？

A10 世話人とは、サロンで机を並べたり、食事の準備やゲームの段取りを行うなど、サロン活動を行うための準備や参加者のお世話をする人のことです。スタンプを押印するだけでは、世話人に該当しません。

Q11 サロンなどの通いの場において、世話人（4ポイント又は2ポイント）と参加者（1ポイント）をどのように区分すればよいですか？ また、世話人が参加者でもある場合、世話人と参加者の両方のポイントがもらえますか？

A11 当日の役割が明確に分けられる場合は世話人に2ポイント（総合事業における地域高齢者交流サロンの世話人は4ポイント）を付与することができますが、みんなが一緒になって準備を行うような世話人・参加者の役割が分けられない場合には、全員が1ポイント（自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動）となります。

また、世話人が参加者である場合であっても、ポイントの付与は世話人としての活動のみ（4ポイント又は2ポイント）になります。

**Q12 大規模なサロンを運営しているため、複数の世話人がいます。世話人として4ポイント又は2ポイントが付与される人は1人でなければいけませんか？
また、世話人は、日によって替わっても問題ありませんか？**

A12 世話人と参加者を明確に区別できるのであれば、世話人として4ポイント又は2ポイントが付与される人は複数人でも構いません。
また、世話人は日によって替わっても問題ありません。

Q13 近所で数人が集まって自宅でお茶会をする程度でも、ポイントがもらえますか？

A13 健康づくり・介護予防活動を行うサロンとして対象とするのであれば、活動場所や連絡先を広く公表することや、参加を希望する高齢者を広く受け入れることが必要です。一部の人のみに対象が限定される活動は、ポイント付与の対象とはなりません。

Q14 行事の打ち上げなどで集まって飲食をする場合は、ポイント付与の対象となりますか？

A14 主たる目的が飲食の場合は、ポイント付与の対象とはなりません。

Q15 自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動（1ポイント対象）は、運動系の活動だけでなく文化系の活動も対象になりますか？

A15 グラウンドゴルフやラジオ体操などの体を動かす活動だけでなく、囲碁や将棋、手芸など、健康づくりや介護予防に役立つ文化系の活動も、ポイント付与の対象となります。

Q16 介護予防のための機能訓練を実施するデイサービス等は、ポイント付与の対象になりますか？

A16 介護保険のサービスとして利用するものであるため、ポイント付与の対象とはなりません。

Q17 スタンプ管理責任者又は副責任者になればポイントがもらえますか？

A17 スタンプ管理責任者又は副責任者を務めていただいているという理由ではポイント付与されません。ポイントの付与には、実際に、対象となる活動をしていただく必要があります。

Q18 広島市から受けている施設の指定管理業務も、ポイント付与の対象になりますか？

A18 施設の維持管理や各種事業にボランティアとして従事する高齢者には、活動団体として実績確認を行うことができれば、ポイントを付与することができます。

Q19 広島市から報奨金の交付を受けて行う公園清掃も、ポイント付与の対象になりますか？

A19 広島市から街区公園清掃等報奨金※の交付を受けて行う公園清掃も、ポイント付与の対象になります。
ただし、ポイントの付与に当たっては、活動団体としての実績確認が必要です。
※ 街区公園の清掃等活動を自発的に行う団体に対して交付される報奨金

● スタンプの管理・押印に関すること

Q1 スタンプはいつ交付されますか？

A1 当初募集期間の6月20日（火）までに活動団体登録の届出をしていただいた団体には、8月下旬頃に郵送する予定です。6月21日以降に届け出ていただいた団体には、準備が出来次第順次郵送することになります。

Q2 スタンプは一つしか交付してもらえないのですか？

A2 制度を円滑に進めていくためには、スタンプの適正な管理が必要です。様々な場所で活動される団体にとっては、スタンプが複数あれば便利だと思いますが、一方で、紛失の可能性が高くなるなど、適正な管理が難しくなるという面もあります。

こうしたことから、スタンプの交付は、原則として、1団体につき1個としています。

Q3 臨機応変に活動団体のメンバーが押印できるように、スタンプを誰でも簡単に持ち出せる場所で管理してもよいですか？

A3 スタンプを押すことができるのは、スタンプ管理責任者とスタンプ管理副責任者です。スタンプ押印は、高齢者への奨励金支給に重要な役割を担うものですので、スタンプを紛失しないよう、また、適正な押印が行われるように適切に管理してください。

Q4 団体としての活動であっても、一人で活動する場合もあり、実績確認が難しい場合もあると思います。活動実績は、どの程度確認すればよいのですか？

A4 高齢者が活動している姿を実際に確認し、当日スタンプを押印していただくことが基本となります。しかしながら、例えば、町内会として実施する児童の登下校の見守り活動を各人が離れた場所で実施するため、実績確認が難しいというケースも想定されます。こうした場合は、あらかじめ、見守りの当番表を作成しておき、後日、活動団体の会合や個別に活動内容の報告を求めることなどをもって、実績確認とすることもできます。

Q5 活動実績を確認できなかった場合でも、高齢者から強く求められたらスタンプを押してしまいそうです。どうすればよいですか？

A5 高齢者の活動実績が確認できない場合には、いくら強く求められてもスタンプを押さないでください。断っても、高齢者からスタンプを押すよう求められ続けた場合は、広島市に御連絡ください。

Q6 ポイント手帳を忘れた高齢者には、後日、スタンプを押してもよいのですか？

A6 活動実績が確認できれば、後日でもスタンプを押すことができます。高齢者がポイント手帳を持参し忘れた場合には、例えば、活動団体が活動日誌やその高齢者の活動実績をメモとして残しておき、後日、それを基にスタンプを押すという方法が考えられます。

Q7 後日スタンプを押す場合、記入する日付はどうすればよいですか？

A7 押印した日ではなく、実際に活動された日付を記入してください。

Q8 スタンプを押す色に決まりはありますか？

A8 決まりはありません。

また、朱肉、スタンプ台のいずれを使用いただいても結構です。

Q9 間違ってスタンプを押した時はどうすればよいですか？

A9 間違って押したスタンプの上に×印を記入し、正しい欄にスタンプを押し直し、日付を記入してください。

Q10 一人の高齢者が、一日に押してもらえるスタンプの数に上限はありますか？

A10 スタンプの押印は、次の①～③の活動の区分毎に、1日につき1回まで（同じ日に①、②、③をそれぞれ1回ずつ押印することは可能）です。

① 地域の支え手になる活動（4ポイント対象）

② 地域の支え手になる活動（2ポイント対象）

③ 自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動（1ポイント対象）

ポイント手帳では、①～③のスタンプを押す欄は、それぞれ別のページに分かれています。スタンプを押す際には、そのページに、同じ日付でスタンプが押されていないか（同日、その活動が既に実施されていないか）、確認するようにしてください。

なお、健康診査やがん検診等の受診（2ポイント対象）については、1日の回数の上限はありません。

Q11 複数の活動団体が共催する活動に高齢者が参加した場合、どの活動団体がスタンプを押せばよいのですか？

A11 高齢者の活動実績を確認できる活動団体であれば、どの団体がスタンプを押していただいても結構です。ただし、複数の団体が重複してスタンプを押さないよう、その日の日付で既にスタンプが押されていないか、ポイント手帳の該当する活動のスタンプ押印ページをよく確認してください。

Q12 町内会や老人クラブなどの活動に、自分たちの地域外からも参加者がいます。この場合、他の地域からの参加者にもスタンプを押してよいですか？

A12 活動実績の確認ができれば、スタンプを押していただくことができます。

Q13 高齢者地域支え合い事業の見守り協力員に対する実績確認は、どのようにすればよいですか？

A13 見守りの都度、実績確認することは困難だと思います。例えば、ネットワーク組織が活動団体として登録し、定例会での見守り活動記録の報告をもって後日スタンプを押していただくなど、地域の実情に応じて工夫していただきたいと考えています。

Q14 活動団体が、ポイントを集計する必要はありますか？

A14 活動団体は、ポイントを集計する必要はありません。活動団体は、高齢者の参加の都度、①スタンプを押して、②日付を記入していただくだけで結構です。ポイントの集計は、高齢者から広島市にポイント手帳が返送された後、広島市が実施します。

Q15 活動団体登録届出書を提出してからスタンプが交付されるまでの間に、ポイント付与の対象となる活動の実績確認を行った場合、その活動にポイント付与はできますか？

A15 平成29年9月1日以降の活動であれば、遡ってポイントを付与できます。

Q16 スタンプを失くした場合、再交付してもらえますか？

A16 再交付の届出を行っていただきますが、本市において、紛失された状況等を確認させていただいた上で再交付の決定を行いますので、まずは高齢福祉課まで御連絡ください。

なお、適正な管理が行われず、スタンプを紛失された場合には、活動団体としての登録を取り消す場合があります。

Q17 市として、スタンプ押印の不正防止策をどのように考えているのですか？

A17 不正防止を図るため、スタンプ押印を担っていただく団体やグループには、スタンプ押印の趣旨を理解し、適切な使用等に努めることに同意して本市に登録していただくとともに、団体名や活動内容は本市ホームページ等で公表させていただきます。

また、スタンプには、通し番号を付け、どの団体に交付したスタンプであるかを市の台帳上で管理の上、制度開始後、必要に応じて、活動団体の事業の実施状況を確認させていただくことを考えています。

【ポイント手帳をご利用の高齢者の方へ】

● ポイント手帳に関すること

Q1 ポイント手帳は70歳以上の高齢者全員に送付されるのですか？ また、いつ頃送付されますか？

A1 ポイント手帳は、9月1日現在で70歳以上の高齢者を対象に、8月下旬頃、広島市から郵送する予定です。手帳の送付に当たって高齢者の方（障害者手帳をお持ちの方を除く。）に行っていただく手続はありません。

なお、対象者のうち、障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）をお持ちの方は、障害者公共交通機関利用助成か高齢者いきいき活動ポイント事業のどちらかを選択していただきます。6月下旬に郵送する希望調査票で、高齢者いきいき活動ポイント事業を選択された場合は、ポイント手帳を郵送する予定です。

Q2 なぜ、障害者公共交通機関利用助成と高齢者いきいき活動ポイント事業をどちらも利用することは出来ないのですか？

A2 高齢者いきいき活動ポイント事業は、高齢者公共交通機関利用助成の事務・事業見直しにより同事業から移行する事業です。もともと障害者公共交通機関利用助成と高齢者公共交通機関利用助成の両方ともを利用することは出来なかったため、新たに始まる高齢者いきいき活動ポイント事業についても、障害者公共交通機関利用助成とどちらか一つのみを選択することになります。

Q3 9月1日現在で70歳以上の高齢者にポイント手帳が送付されるとのことですが、10月に70歳になる高齢者には、その時点で手帳が送付されてくるのですか？

A3 ポイント手帳の交付対象基準日は9月1日のため、10月に70歳になる高齢者については、その年（9月から翌年8月まで）は対象者ではないことから、手帳は送付されません。手帳の送付及びポイントの付与は、翌年9月からになります。

Q4 ポイント手帳の有効期間はありますか？

A4 ポイント手帳の使用期間は、9月1日から翌年8月31日までの1年間です。ポイント手帳は、毎年8月末頃、新しいものを郵送する予定です。

Q5 ポイント手帳の〇〇のページがスタンプでいっぱいになった場合、新しいポイント手帳を交付してもらえますか？

A5 1つの活動の区分のページ（健康診査・がん検診等のページを除く）のスタンプがいっぱいになった時点で、1年間で貯めていただくことができるポイント数の上限※に達していますが、新しいポイント手帳をお送りすることは可能です。

ポイント数の上限を超えて活動された場合でも、奨励金は1万円（高齢者公共交通機関利用助成を利用される方は7千円）が限度となります。

※ ポイント数の上限は、高齢者公共交通機関利用助成を利用されていない方は100ポイント、利用されている方は70ポイントです。

Q6 貯めたポイント数を、次の期間に繰り越すことはできますか？

A6 ポイント数の繰り越しはできません。貯めたポイントがある場合は、忘れずに、ポイント手帳を広島市に返送してください。

Q7 広島市外に転出した場合、ポイント手帳はどうすればよいですか？

A7 市外に転出されても、ポイント手帳の有効期間内であれば御使用いただけます。

また、遠方に転居される場合などで、ポイント手帳を使用されない場合には、広島市に御提出ください。

● ポイント付与の対象になる活動に関すること

⇒ Q1～19は、【活動団体の方へ】のページに掲載しています。

Q20 どこに行けば、ポイントがもらえますか？

A20 ポイント付与の対象となる活動を実施している団体の名称、主な活動場所、活動内容等については、ポイント手帳郵送時に同封する活動場所のリストを参考にしてください。また、広島市のホームページでは、活動団体の登録内容の一覧を掲載し、随時更新しますので、こちらも併せてご覧ください。

Q21 なぜ、個人の活動はポイント付与の対象にならないのですか？例えば、個人のウォーキングも健康づくり、介護予防のための活動だと思います。

A21 この事業では、高齢者の社会参加を的確かつ効果的に促進するために本市が取り得る現実的な手法として、第三者が高齢者の活動実績を確認できる場合にポイントを付与することとしています。

個人での活動を否定するものではありませんが、第三者による実績確認ができない個人のウォーキングなどは、ポイント付与の対象となりません。新たにグループを作るか、既にあるグループに参加することを御検討ください。

Q22 広島市外で活動しても、ポイントがもらえますか？

A22 活動団体の登録に住所要件はありませんので、その団体が活動団体として広島市に登録している場合には、ポイント付与の対象となります。また、市内の団体が市外で活動した場合もポイント付与の対象となります。

Q23 民生委員の活動は、ポイント付与の対象になりますか？

A23 ふれあい・いきいきサロンなど民生委員・児童委員や民生委員児童委員協議会以外の個人や団体も実施することのある活動を民生委員・児童委員や民生委員児童委員協議会が実施する場合、その活動はポイント付与の対象となります。

なお、民生委員協力員の活動についても同様の考え方です。

Q24 公民館で活動すれば、ポイントがもらえますか？

A24 公民館では次の活動がポイント付与の対象となります。

- ・ ICTボランティア、図書ボランティア、読み聞かせボランティア、緑化ボランティア等のうち、公民館から依頼した活動で、公民館職員による活動実績の確認ができる活動（2ポイント）
- ・ 公民館主催の事業のうち、公民館職員による参加の確認及びポイント手帳への押印が可能な事業で、高齢者を対象とする事業への参加（1ポイント）

なお、公民館で活動するグループ・団体がスタンプを押印するためには、ポイント事業の活動団体として登録する必要があります。

Q25 市立図書館に読書に行けば、ポイントがもらえますか？

A25 市立図書館では次の活動がポイント付与の対象となります。

- ・ 図書館のボランティア登録者が視覚障害者に対して行う対面朗読（4ポイント）
- ・ 館内ボランティア、自動車図書館ボランティア、行事ボランティア、専門ボランティア（2ポイント）
- ・ 図書館主催事業のうち、図書館職員による参加の確認及びポイント手帳への押印が可能な事業で、高齢者を対象とする事業への参加（1ポイント）

Q26 スポーツセンターで運動すれば、ポイントがもらえますか？

A26 原則として、スポーツセンターで運動をすればポイントがもらえます（料金の支払は必要です。）。

しかし、団体で利用する場合（グループで団体料金を支払って利用する場合）やスポーツ大会に参加する場合は、スポーツセンターによる実績確認が困難であるケースが多いため、ポイント付与の対象としていません。各グループで団体登録する必要があります。

広島市に活動団体として登録している団体が主催するスポーツ大会に参加する場合は、当該団体が実績確認できる場合はポイントを付与してもらうことができます。

Q27 医療機関で受診すれば、ポイントがもらえますか？

A27 ポイント付与の対象となる健診等は、生活習慣病の予防、早期発見、早期治療のため、本市が施策として特に受診を奨励しているもので、具体的には、ポイント手帳のスタンプ欄に記載された健康診査やがん検診等です。疾病等による受診の場合にはポイントは付与されません。

Q28 ポイント付与の対象となる活動に参加してけがなどをした場合、補償はありますか？

A28 「地域の支え手になる活動」では、一定の要件のもと、広島市市民活動保険の対象となる場合があります。所定の書類を提出いただき、審査のうえ適用の可否を判断します（審査の結果、適用とならない場合もあります。）。

なお、「健康診査やがん検診の受診」や「自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動」は保険の対象となりません。

詳しくは、各区地域起こし推進課もしくは市民活動推進課（504-2113）にお問い合わせください。

● 奨励金の支給に関すること

Q1 ポイントを貯めた後、どうすれば奨励金がもらえますか？

A1 奨励金の支給には、スタンプを貯めたポイント手帳を広島市に返送していただく必要があります。

ポイント手帳の使用期間終了後（翌年9月1日～）、広島市からポイント手帳送付時に同封している返信用封筒を使って、広島市にポイント手帳を返送してください。年間のポイント数の上限（100ポイント又は70ポイント）に達した方は、その時点で返送していただくこともできます。

その後、広島市においてポイント数の集計及び必要な手続きを行った後に、御本人の預金口座に奨励金を振り込みます。

なお、広島市に高齢者公共交通機関利用助成のパスピー利用に伴う振込用預金口座の登録がお済みでない方は、広島市が8月に新しいポイント手帳を送付する際に同封している口座登録用紙に必要事項を記入の上、ポイント手帳を広島市に返送するときに同封してください。

Q2 いつ奨励金がもらえますか？

A2 ポイント手帳の使用期間は、9月1日から翌年8月31日までです。その後、高齢者からポイント手帳を広島市に返送してもらった後に、広島市でポイント数の集計等を行いますので、振込は10月以降（順次）になります（ポイント上限に達し早期に返送された場合も含む。）。

Q3 ポイント手帳の返送期限はありますか？

A3 ポイント手帳の返送期限は、使用期間が終了した年の翌年の3月31日まで（必着）です。期限までに手帳の返送がない場合は、奨励金を受け取っていただくことができません。

（例）手帳の使用期間： 平成29年9月1日～平成30年8月31日
返送期限： 平成31年3月31日

Q4 ポイント数の上限である70ポイント（又は100ポイント）まで貯まっていない場合は、奨励金の支給を受けることができないのですか？

A4 70ポイント（又は100ポイント）貯まっていなくても、貯めていただいたポイント数に応じて、1ポイント100円に換算して、奨励金として支給します。

Q5 広島市に返送したポイント手帳は、返却してもらえますか？

A5 ポイント手帳は、ポイント数の集計を効率的に行うため、各ページを切り離して、機械処理を行います。そのため、返却することができません。

Q6 活動していた高齢者が亡くなった場合には、遺族が代わりに奨励金の支給を受けることができますか。

A6 本事業における奨励金は、高齢者が活動を行った対価ではないことから、遺族が代わりに支給を受けることはできません。

Q7 公共交通機関利用助成でタクシーチケットを受け取りましたが、全く使用していません。一方、健康づくりの活動に継続して取り組み、100ポイント貯めることができました。タクシーチケットを返還して100ポイント分の奨励金を支給してもらいたいのですが、可能ですか？

A7 タクシーチケットを全く使用していないのであれば、お近くの区役所健康長寿課で、タクシーチケットを返還し、公共交通機関利用助成を希望しない旨の変更手続きをされた場合には、ポイント事業のみ利用することとなり、100ポイント分の奨励金を支給します（100ポイントに達していない場合はポイント数に応じた奨励金を支給）。これは、タクシーチケット等のチケット類に限らず、パスピーを利用する助成であっても、振り込み前であれば変更が可能です。

なお、タクシーチケット等のチケット類を1枚でも使用していた場合は、ポイント事業のみの利用に変更することはできません。

● スタンプの押印に関すること

Q1 一日に押してもらえるスタンプの数に上限はありますか？

A1 スタンプの押印は、次の①～③の活動の区分毎に、1日につき1回まで（同じ日に①、②、③をそれぞれ1回ずつ押印することは可能）です。

- ① 地域の支え手になる活動（4ポイント対象）
- ② 地域の支え手になる活動（2ポイント対象）
- ③ 自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動（1ポイント対象）

なお、健康診査やがん検診等の受診（2ポイント対象）については、1日の回数の上限はありません。

Q2 ポイント手帳を持参し忘れた場合でも、後でスタンプを押してもらえますか？

A2 活動団体において、活動実績が確認できれば、後でスタンプを押してもらうことができます。活動団体に手帳を忘れたことを伝え、スタンプの押印について相談してみてください。